

兵庫県環境審議会自然環境部会（令和3年度第2回） 会議録

日 時 令和3年11月24日（水）  
午後3時00分開会  
午後4時40分閉会

場 所 神戸市教育会館 404号室

議 題 (1)第1回部会での主な意見  
(2)審議 県立自然公園における景観の保護及び生物多様性の確保と  
適正利用の促進について  
(3)報告 生物多様性ひょうご戦略の取組みについて

出席者	部会長	中瀬 勲	委員	高橋 晃
	委員	與語 信也	委員	木築 基弘
	委員	角野 康郎	委員	服部 保
	委員	突々 淳	委員	築山 佳永

欠席者	会長	鈴木 胖	委員	角田 昌二郎
	委員	太田 英利		

説明のために出席した者の職氏名

農政環境部環境部長	遠藤 英二	環境創造局長	橋本 正人
自然環境課長	芳中 正明	自然環境課副課長	野竿 拓哉
自然環境課主幹	乳原 正文	その他関係職員	

会議の概要

開会（午後3時00分）

議事 (1)第1回部会での主な意見と対応方針  
(2)県立自然公園における景観の保護及び生物多様性の確保と適正利用の促進  
について  
①県立自然公園内での行為に関する処理基準等について  
②県立自然公園条例改正等のパブリック・コメント（案）について

事務局から資料1、2、3、6、7の説明の後、以下のとおり意見があった。

（中瀬部会長）

資料2の2～4ページについて集中的に議論いただきたい。

## ○第1回部会での主な意見と対応方針について（資料1 1ページ）

（服部委員）

資料1の1-3に普通地域内において、自然環境保全の観点から必要がある際は、特別地域への編入もあり得るとしているが、参考となる資料6には、植物群落のレッドリストのデータが入っていない。植物群落は568を超える指定があり、重要なものだ。植物群落は特別地域編入への参考とならないという意図か。

（事務局）

資料6はレッドリストについての一部の例示であり、特別地域編入を考える際は植物群落も考慮する。

## ○普通地域における自然環境調査の実施について（資料2 2ページ）

（服部委員）

資料2の基準等については、事務局案で問題ないと思う。

（與語委員）

残土処分場等の開発の制限を景観の話でやるのは本来無理があるのではないだろうか。環境アセスメント法のような、もっと大きな視野を持った分野で取り扱うものだと感じる。そもそも普通地域は届出であり、そこに制限をかけるのは法の建付け上大丈夫か。普通地域での環境調査を求める面積の1haについては、特別地域と同面積になり、法から条例への委任範囲として問題はないのか。

（事務局）

バランス論の観点で行くと、現在県下では森林伐採を伴う太陽光発電の設置については、0.5haからミニアセスを求めている。生態系保全上、より重要な自然公園普通地域については、0.5haに近づけるべきかという考えで案を作成した。普通地域と特別地域の差別化については、面積以外の運用等で差を付ける考え方はあり得ると思う。

（築山委員）

森林施業のために反復して行われる行為について、対象外であることは理解した。中身については、反対意見はない。ただ、やはり普通地域と特別地域の違いが分かりづらい。

（中瀬部会長）

特別地域も普通地域もどちらも重要だということを前段でしっかり説明することで懸念は解消されるのではなかろうか。

（突々委員）

残土処分場や太陽光発電を始めとする開発から生物多様性を守るのに、この法律しかないのか、素朴な疑問を感じる。

淡路島では、風力発電の点検道路が崩れて、土砂が海に入ってワカメ養殖がやられた例もある。施設を作った後の安全性・安定性の議論も必要だと思うが、施設の安全性は他法令でカバーできているものなのか。

(事務局)

施設の安全性については、他法令での開発関係手続きはあるとは思われるが、除外規定等もあり、確約はできない。施工業者と漁業関係者の中で、話し合いが持たれるべき案件だとは思う。

## ○風景の解釈について（資料2 3ページ）

(角野委員)

3ページの風景の定義についてだが、大気と水という表現にすべきではないだろうか。水環境は生態系の基礎であり、開発行為により水脈が切られることもあるし、汚染されることもある。量と質の両方が重要。

(木築委員)

風景の定義については、生態系サービスがあてはまる。話題として挙げた水環境もそうだが、2010年の生物多様性の国際会議で提唱された22のサービスに利用できる概念があるのではなかろうか。

(中瀬部会長)

風景の定義は、前回審議会でも少し触れたが、風景という単語にエコロジーの考えを入れたことにより、矛盾が生じている。今すぐの課題ではないが、兵庫県なりに時間をかけて、水環境や生態系サービスを含め、自然環境といったものや普通地域の再定義を行うべきではなかろうか。

## ○土地の形状変更の禁止の基準について（資料2 4ページ）

(與語委員)

処分基準について、「措置命令等」の文言に、「禁止」の概念が含まれているのかの法の趣旨の確認が必要。

(服部委員)

資料2の4ページの新たな基準⑦のウについては、兵庫県版レッドリストAランクのみ取り上げている。環境影響評価の中では、ランクごとに扱いを変えることはせずにA～Cまで全て保全対象として取り扱っている。Aランクのみにした意図は何か。

(事務局)

新たな基準を作成しており、第1歩目として特に貴重なAランクとした。

(服部委員)

環境影響評価では、第1歩目からA～Cまで入れていた。A～C全てのランクを対象とすべきではないかと思う。

(高橋委員)

兵庫県版レッドリストを作成して20年以上経っているが、調査が進んだことや、生物個体数が減ったことにより、改定のたびにAランクの選定数は増えている。A

ランクのみを対象としていると5、6年でBランクの生物がAランクになる可能性は十分考えられる。

(事務局)

今回基準は禁止にすべき基準であり、Aランクで納得感があるのではと考えている。B, Cランクについては、必要な措置の範囲で移植等の保全措置を命令できる体系にはなっている。問題があった場合には、順応的に対応していきたい。

(服部委員)

環境影響評価では、ABCは同列に扱っている。自主アセスについても、レッドリストに入っているか入っていないかの視点が強い。このようなランクで区別する視点を入れた際に他の分野や仕組みに悪影響が出ないか心配である。また、処理基準については、兵庫県版レッドリストの動植物に限り取り上げている。レッドリストには、地形・地質・優れた天然林・人工林等も含まれていることからレッドリストすべての項目を対象として欲しい。なお、県内には高山帯、亜高山帯は無い。

(中瀬部会長)

兵庫県が日本で初めて景観をゾーンでレッドリストに入れている。景観は他の要素が入っているところをまとめている。選定のいきさつを理解して他の要素も考えるといい。兵庫県版レッドリストについては、A～Cランクまで全て重要だという意見が出た。今回はAランクのみだが、AからCまで全て重要だということを前段でしっかり説明することで懸念は解消されるのではなかろうか。

## ○廃棄物最終処分場の基準について（資料2 4ページ）

(事務局)

土地の形状変更についての処分基準については、廃棄物の埋立による土地の形状変更については、事務局案では「禁止するものとする。」と踏み込んで記載した。この箇所についても意見をいただきたい。

(中瀬部会長)

当該公園区域内で生ずる廃棄物を処理することが主たる目的の施設が対象となっており、自然公園区域内で発生する廃棄物の区域内はどこまでかという議論もある。

## ○まとめ

(中瀬部会長)

まとめると、普通地域で環境調査を求める基準は1haとし、処理基準についても、おおむね事務局案でいく方向となった。ただし、普通地域と特別地域の区分けの違いをわかりやすく明記すること。風景の説明文について、3つか4つの文章にして、わかりやすくし、大気と水をいれること。出来るならば、眺望等と独立させて水や大気や鉱物等を定義づけた方がいいのでは。稜線分断の議論については視点場の選び方の議論を今後進めること。

(事務局)

文面等については、いただいたご意見を反映させ、部会長と相談のうえ、委員にお示しさせていただく。

### 議事 (3) 報告 生物多様性ひょうご戦略の取組みについて

事務局から資料4、5の説明の後、以下のとおり意見があった。

(中瀬部会長)

これはこれで良いが、山や里で営まれてきた伝統的文化についても消えていくものがある。これに着目すると新しい視点が生まれるのでは。

SDGsのマークが入っているが、食いつきが足りない。県の環境としても、ひょうご戦略か基本計画かでもっと力を入れるべきでは。

レッドリストの分布図の面積を調べて転載して欲しい。

(角野委員)

前は欠席しており、議事録を読んだが、30by30は議論にならなかったようだ。30by30では陸域の30%を保護区とすることを目標としているが、現行制度による保護面積は2割程度しかない。そこで、里山里地や社寺林などをOECM(自然共生地域)として保護することが検討会されている。OECMの検討会には、生物や景観の専門家だけでなく、法律や行政の専門家等も参加している。その議論は、県立自然公園の普通地域等の保護を考える際のヒントになるかもしれない。

(中瀬部会長)

ぜひ共生圏、流域圏の考えを持って進めていただきたい。

開会 (午後4時40分)